指定（介護予防）　玄々堂亀田の郷
訪問看護ステーション

利用料金表

社会福祉法人 佐貫会

指定（介護予防）玄々堂亀田の郷
訪問看護ステーション　利用料金表

＜　2026年6月現在　＞

１，利用料金　要支援の方

訪問１回毎に算定	利用料＝単位×地域加算（10.21円）				負担率による負担額		
	所要時間		単位	金額	１割	２割	３割
	２０分未満	営業時間内（８時３０分～１７時３０分）	303	3,093	309	618	927
	３０分未満		451	4,604	460	920	1,381
	３０～６０分未満		794	8,106	810	1,621	2,431
	６０～９０分未満		1,090	11,128	1,112	2,225	3,338
	サービス提供体制加算		一回の訪問につき３単位				
	准看護師が訪問看護を行った場合		所定単位数の９０％で算定				
	早朝（６時から８時） 夜間（１８時から２２時）料金		所定単位数の２５％を加算				
	深夜（２２～６時）料金		所定単位数の５０％を加算				
	長時間訪問加算	特別管理対象者に９０分を超える訪問看護を行った場合	300	3,063	306	612	918
	複数名訪問加算（Ⅰ）３０分未満	同時に２人の看護師が訪問看護を行った場合	254	2,593	259	518	777
	複数名訪問加算（Ⅰ）３０分以上		402	4,104	410	820	1,231
	複数名訪問加算（Ⅱ）３０分未満	同時に看護師と看護補助者が訪問看護を行った場合	201	2,052	205	410	615
	複数名訪問加算（Ⅱ）３０分以上		317	3,236	323	647	970

月1回算定・その他	緊急時訪問看護加算	計画的訪問以外の緊急訪問を行う体制にある場合	574	5,860	586	1,172	1,758
	特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理料、留置カテーテル等の方	500	5,105	510	1,021	1,531
	特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理料、重度の褥瘡等の方	250	2,552	255	510	765
	初回加算	初めて訪問看護を行った月の方	300	3,063	306	612	918
	退院時共同指導加算	退院時に在宅療養の指導を行った場合	600	6,126	612	1,225	1,837
	ターミナルケア加算	死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500	25,525	2,552	5,105	7,657
	処遇改善加算	月の合計単位数の1.8%を加算					

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定予防訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所からの距離に関係なく１回の訪問につき１０００円を徴収します。

※初期加算は、初回の訪問看護を行った日が、病院・診療所から退院した日もしくは
介護保険施設から退所した日であった場合350単位に変更となります。

２，利用料金　要介護の方

訪問１回毎に算定	利用料＝単位×地域加算（10.21 円）				負担率による負担額		
	所要時間		単位	金額	１割	２割	３割
	２０分未満	営業時間内（８時３０分～１７時３０分）	314	3,205	320	641	961
	３０分未満		471	4,808	480	961	1,442
	３０～６０分未満		823	8,402	840	1,680	2,520
	６０～９０分未満		1,128	11,516	1,151	2,303	3,454
	サービス提供体制加算		一回の訪問につき３単位				
	准看護師が訪問看護を行った場合		所定単位数の９０％で算定				
	早朝（６時から８時） 夜間（１８時から２２時）料金		所定単位数の２５％を加算				
	深夜（２２～６時）料金		所定単位数の５０％を加算				
	長時間訪問加算	特別管理対象者に９０分を超える訪問看護を行った場合	300	3,063	306	612	918
	複数名訪問加算（Ⅰ）３０分未満	同時に２人の看護師が訪問看護を行った場合	254	2,593	259	518	777
	複数名訪問加算（Ⅰ）３０分以上		402	4,104	410	820	1,231
	複数名訪問加算（Ⅱ）３０分未満	同時に看護師と看護補助者が訪問看護を行った場合	201	2,052	205	410	615
	複数名訪問加算（Ⅱ）３０分以上		317	3,236	323	647	970

月1回算定・その他	緊急時訪問看護加算	計画的訪問以外の緊急訪問を行う体制にある場合	574	5,860	586	1172	1,758
	特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理料、留置カテーテル等の方	500	5,105	510	1,021	1,531
	特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理料、重度の褥瘡等の方	250	2,552	255	510	765
	初回加算	初めて訪問看護を行った月の方	300	3,063	306	612	918
	退院時共同指導加算	退院時に在宅療養の指導を行った場合	600	6,126	612	1,225	1,837
	ターミナルケア加算	死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合	2,500	25,525	2,552	5,105	7,657
	処遇改善加算	月の合計単位数の 1.8%を加算					

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定予防訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所からの距離に関係なく１回の訪問につき１０００円を徴収します。

※ 初期加算は、初回の訪問看護を行った日が、病院・診療所から退院した日もしくは介護保険施設から退所した日であった場合 350 単位に変更となります。

３．キャンセル料について

利用中止については、前日までにご連絡を頂ければ予定されたサービスを変更又は中止することができます。

前日までにご連絡を頂いた場合	不要
上記以外	１日あたりの料金の 100％

※但し、ご利用者の体調の急変、入院等の場合には、キャンセル料は請求しません。

３．利用料金の支払方法

利用料金は毎月末日締め、翌月 15 日頃を目安に請求書を発行します。翌月末日までにお支払いをお願いします。お支払方法は以下よりお選び下さい。

① 施設窓口への現金支払い

② 下記法人口座へのお振込み

千葉信用金庫・君津支店　普通預金　０００６７１７

社会福祉法人　佐貫会

理事長　池田　重雄

③ 口座振替
千葉信用金庫の口座をお持ちの方は口座振替が可能です。新規口座を開設される方は、ご相談下さい。

上記の支払方法が困難な場合は、相談に応じます。お支払いを確認後に領収書を発行します。

６．連絡先

ご利用料金につきまして何かご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

【　連絡先電話番号　0439-27-0850　（　受付時間　8:30～17:30　）　】